平成２２年（フ）第１００１号
広島市中区光南４丁目５番24―901号
債務者　西山　親幸
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桂　秀次郎
4　破産債権の届出期間　平成22年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９７号
愛知県江南市上奈良町久保56番地１
債務者　松﨑千恵美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３２２号
北海道北斗市七重浜７丁目２番11―305号
債務者　大山　千穂
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
奈良県大和高田市大字有井62番地の１、前住所奈良県桜井市大字三輪342番地の１
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
奈良県橿原市石原田町203番地の９
債務者　土谷　昭男
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目２番地８、前住所奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目６番地１
債務者　門　喜美江
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
奈良県北葛城郡河合町星和台２丁目１番地21星和台プラザ503号
債務者　平田　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
埼玉県飯能市大字新光112番地２、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目３番６号
債務者　草野　若菜（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６８号
静岡県富士市天間921番地の２
債務者　吉野　美久
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１７９５号
横浜市西区西戸部町２丁目201番地　みくにハイツ202号
債務者　福永　素子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５６号
横浜市緑区台村町560番地　グリーンパーク101号
債務者　鈴木　早紀
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５７号
愛知県岡崎市桑谷町字宮ノ入42番地　桑谷団地58
債務者　高橋ケイ子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９６２号
横浜市栄区公田町740番地　28棟101号
債務者　原田　順子（旧姓楢崎）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１号
静岡県富士宮市光町１番14号
債務者　太田　　賢
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１７７号
静岡県富士市比奈1181番地、前住所静岡県富士市石坂170番地の11
債務者　杉山　洋実（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

債権者集会等続行期日

平成１８年（フ）第７９５号
埼玉県さいたま市南区文蔵４丁目16番20号メゾン・ド・ハル105号、前住所香川県東かがわ市白鳥1685番地７
破産者　森光　　彰
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年９月２日午前11時30分と定める。
平成22年７月16日　　高松地方裁判所民事部